

時事新報

毎日新聞は全国中紙面の最も賣き新聞紙なり

明事新報には本來詳細なる簡況が載

一見萬

難れか百聞一見に如かずと云ム一見の
ん歩可らずと難れ世間凡百の事物に

明治廿八年十二月十八日水曜日
舊曆乙未十二月三日 (己亥)
自入午後六時四十七分
月入午後八時三十九分
月入午後八時二十分
拂曉午前五時五十五分
〔西曆一千八百九十五年〕
年始より
年未まで
三百五十二回
十三日
世界の事
著者技術家が千葉萬基の上、發明したる成績結果を一集
の中に收めて細大遺さず又新聞紙なるものあり内外各地のあらゆる出来事を日々記載して坐ながらにして世界の事情を知るに足る可し吾々今大人たるものには斯る便利の世の中に處し僅々數時間の閑を費して世界古今の知識を得るの地位に在りながら何を苦んでか一見の經驗のみに依頼するの愚を學ぶ可けんや我輩は敢て一毫百聞に如かずと云はず唯世人が讀書學問に重きを置く多々ます(読み多々ます)知り百聞千聞萬聞と云ふ事も益せんふと希翼するものなり

新報には本筋詳細なる商況物價の
動向第百六十五號

陸軍工兵監督所充當例中左ノ通改貯入
第一條中「七箇年以上」ヲ「五箇年以上」と改ム
第三條、監督所充當例中「監督ニ任シタル日ヨリ更ニ七箇年間前月
間隔後ニ就キシ」
第四條中「左ノ加ク改ム」
但入隊ノ日ヨリ起算ノ七箇年間前月ニ就タスル者ハ惟常役ニ十二箇年
間隔月ニ就タスル者ハ後常役ニ四箇年入ス

附則

第九條 常分ノ内工兵監督ハ陸軍砲兵監守中志願者ニシテ所定ノ検査ニ
合格シテ在者ヨリ候用スルガトフ得

勅令第百六十六号改定案

勅令第三號陸軍工兵監督所充當例(明治二十二年一月十七日官字)抄

第一條 工兵監督ノ補充ハ現役工兵曹長工兵一等貢書(一等軍曹ハ貢
費一年一箇年以上ノ者)中志願者ニシテ其入隊ノ日(歐洋國奉請者
ヨリ下士ニ仕セラシタル者ハ任官ノ日以下之ノ数フ)ヨリ起算シセ
前年以上現役三股シ所定ノ検査ニ合格シタスル者ヲ以テス

第三條 工兵監督ノ服役年限ハ監督ニ任シタル日ヨリ更ニ四箇年間現
役三股セシム其後續ノトキハ八入隊ノ日ヨリ起算シ十二箇年ニ滿タス
ル者ハ其未滿ノ年間後役三股セシム

第四條 現役中止病若クハ監督ニ依リ現役三股ニ就キハ惟常者ハ其役ヲ免ス
但入隊ノ日ヨリ起算シ十二箇年ニ就タスルトキハ後常役ニ四箇年入ス

陸軍第一等軍監正(以上十二月十五日)

○敍 任 辞 令

第五師管軍法會監判士長就付

步兵第九旅團長陸軍少將男爵 大觸 稟昌

陸軍第一等軍監正從六位烈四等 北村 正存

明治二十八年十二月十六日 内閣總理大臣 侯爵伊藤博文
ノ行方ヘキコトヲ命ス

○勅 令

明治二十八年十二月十六日 陸軍大臣 侯爵大山縣
朕陸軍監督補ヲ監督講習生トナスノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十八年十二月十六日 陸軍大臣 侯爵大山縣

勅令第百六十三號

明治二十七年勅令第百二十八號及明治二十八年勅令第十九號ニ依リ陸軍監督補ニ任セラレタル者ヲ直監督講習生トシ陸軍經理學校ニ於テ陸軍監督補ニ改めてハシテ直監督講習生シム其ノ學期及年齢期ム入候セシムル人員ハ此軍大佐ノヲ定ム

陸軍經理學校第十二條及第十三條ハ前項ノ關講習生ニ適用ス

勅令第百六十五號 陸軍經理學校條例 (明治二十三年十一月四日) 附錄

第十二條 直監督學生ハ校外ニ居在レ通學セシム
第一款 城塹上所要人間若夫及書寫清潔品ハ之ヲ貲更レ又ハ支給ス
第二款 學生ノ名籍ハ所管三存庫シ尙水入學申ハ本校ノ管轄ス
第三款 故ニ由シノ漏泄ハ禁シ不許用官員ニ傳播ス又原所管ヨリ木
ニ送ス可キ事件ハ之ヲ木板表ノ紙由スルモトス

者廿八歳往來ノ年「七萬年」ヲ「五萬年」以上ニ改め
第六條中但書ヲ左ノ如クアリ
前前官人前官三復任三入取ノ日（駿等四百卒業シテ下士ニ任シタ
者ハ其ノ任官ノ日）ヨリ起算シ七百年四百日ニ達タサル者ハ深根發
十二萬年四百日ニ達タサル者ハ發根役三組入ス
勅令第60号（十四號參照）
勅令第60号十七字内總軍機監守補充備四（明治二十三年八月十六
日）官報）抄錄
第一條 碩靈監守ノ補充へ易役連二工兵科舊長同一等軍曹中志願者ニ
テ其入選ノ日（駿等四百卒業シテ下士ニ任シタル者ハ其ノ任官日
同）ヨリ起算シ七百年以上深根發根者ハ服品品行並正勤勸勤ナル
ラテナス
第二條 碩靈監守ノ起算年數ハ硕靈監守ニ任セラタル日ヨリ更ニ
前年間既役三級セシム
第三條 免役中疾患若ダハ免役ニ依リ免役ニ至ル者ハ其役ノ免
但入取ノ日（駿等四百卒業シテ下士ニ任シタル者ハ其任官ノ日）ヨリ
起算シ十二萬年ニ達タサルトキヘ精兵科ノ會長ニ復任シ後情役ニ
入ス